

授業科目名	プレゼミⅡ	必修	開講年次	1	単位数	2
科目区分	専門科目					
サブタイトル	民法の判例を読む	担当者	勝田 信篤			
講義概要	<p>【概要】 判例とは、裁判所が下した判決の中で、後の参考になるものをいう。民法を学習する上で、講義を受け、教科書を読み、条文を理解することは大切だが、それだけでは十分とはいえない。現実の問題、事件を解決するためには、民法の条文をどのように当てはめて、どのような結論を導くべきなのか、ということ学ぶことが必要となる。そうした学習の格好の材料になるのが、実際に裁判所が下した判決からなる判例なのである。この演習では、民法の判例の読み方を学ぶ。</p> <p>【到達目標】 学習した内容を現実の事案にあてはめて、適当な解決方法を導けるようになる。</p>					
履修条件	特になし					
教科書・参考書	<p>【教科書】授業時にプリントを配布する。 六法(どの出版社のものでもよい。ただし、平成23年版。授業の際には必ず持参すること)</p> <p>【参考書】鎌野邦樹他『確認民法用語 300』成文堂、600円。</p>					
授業内容	<p>まず配布した判例を読みながら、解説をする。適宜、指名して質問もする。その上で、最後の20分で、授業で印象に残ったこと、それに対する意見、質問等を10行程度のレポートにまとめてもらう。次回は、前回出た質問をもとに、参加者全員で議論していく。それを繰り返す。</p> <p>判例を読む過程で、判例の読み方、基本用語、裁判の仕組み等についても解説をする。基本的なことは必ず板書するので、まずこれを理解することを第一に考えてほしい。尚、授業中の私語、携帯電話等の使用を禁ずる。</p>					
評価方法	授業時にレポートを10回以上提出した者の中から、レポートの内容、授業に対する参加の度合い等を参考に、A～Cの評価をつける。10回未満の者は、自動的に、D以下とする。					
評価基準	A：授業内容を理解しており、応用力もある、B：授業内容を理解している、C：最低限の基礎力を備えている、D：基礎力が不足している、E：基礎力が著しく不足している。					
その他	【自宅での学習例】配布した判例を読みながら、その日の授業内容を再現してみる。疑問点が生じたら、まず教科書、参考書等で調べ、それでもわからなければ、次回の授業時に質問する。					